

医療・福祉施設食材料費高騰対策支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 食材料費の高騰等により厳しい環境が続く事業者等への支援として、医療施設、高齢者施設等、障害児者施設等、保護施設、児童入所施設等、保育施設（以下「医療・福祉施設」という。）を対象に医療・福祉施設食材料費高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給することとし、支援金の支給に関しては、この要綱に定めるところによる。

(支給対象医療・福祉施設)

第2条 支給対象は次の各号のいずれにも該当する医療・福祉施設とする。

- (1) 所在地が青森県内にある別表の「区分」欄に掲げる医療・福祉施設
- (2) 令和5年10月1日時点で事業を実施している医療・福祉施設
- (3) 令和5年10月から令和6年3月までの毎月又は特定の月に、食材料費の全部又は一部を負担し食事を提供した施設

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が設置する医療・福祉施設は、支給の対象外とする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (3) 県税等県の債権に未納がある者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認めたもの

(支給額)

第3条 支援金の支給額は、別表の「支給金額（1医療・福祉施設当たり）」欄の区分に応じた額とする。

(支給回数)

第4条 支援金の支給は、1医療・福祉施設につき1回限りとする。

(申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする者は、医療・福祉施設食材料費高騰対策支援金申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(不支給決定)

第6条 知事は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、支給しない

ことを決定したときは医療・福祉施設食材料費高騰対策支援金不支給決定通知書（様式第2号）により、申請をした者に通知する。

（支援金の返還）

第7条 知事は、支援金支給後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（関係書類の保管）

第8条 支援金の支給を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し、支援金の支給年度の翌年から起算して5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月18日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

区分		支給金額 (1 医療・福祉施設当たり)	
医療施設	病院 有床医科診療所	病床数（休床除く。）×6,400円	
高齢者施設等	入所系	短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	定員×4,200円
	通所系	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	定員×1,400円
障害児者施設等	入所系	障害者支援施設、共同生活援助、障害児入所施設、短期入所	定員×4,200円
	通所系	療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、児童発達支援（センター）、放課後等デイサービス	定員×1,400円
保護施設	入所系	救護施設	定員×4,200円
児童入所施設等	児童養護施設等	児童養護施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、乳児院	定員×4,200円
	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）等	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）	
	里親		
保育施設	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設、病児保育事業所	定員×1,400円	